



日介支専協第 20-0038 号

平成 20 年 6 月 12 日

日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

日本介護支援専門員協会
会 長 木 村 隆 次



「軽度者に対する介護給付の見直しによる影響額試算」について
(声明)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では本日平成 20 年 6 月 12 日付けで、標記「軽度者に対する介護給付の見直しによる影響額試算」について、別添の通り声明を公表いたしましたので、ご連絡申し上げます。

敬具

平成 20 年 6 月 12 日

「軽度者に対する介護給付の見直しによる影響額試算」 についての意見

日本介護支援専門員協会
会 長 木 村 隆 次

財務省は平成 20 年 5 月 13 日に、その諮問機関である財政制度審議会において、「軽度者に対する介護給付の見直しによる影響額試算」3 案を提示しました。いずれも軽度者とされる要支援 1・2 および要介護 1・2 の方を対象として給付を削減する内容であり、これらに該当する方を、①介護保険制度の対象外とした場合、②生活援助のみの場合の給付を介護保険制度の対象外とした場合、③自己負担割合を 1 割から 2 割にした場合、の 3 つのケースについて機械的に計算されたものです。

これによると、介護給付費は最大で年間約 2 兆 900 億円、国庫負担は約 6,100 億円削減することができ、40 歳以上が納めている保険料は一人当たり約 15,000 円軽減されると示されています。

財務省から提示された試算は介護保険制度の根幹に関わる問題であり、社会保障費を抑制するための机上の計算により、単に軽度者とされる方の給付を減らすことのみをもって、軽々に論じられるべきではないと考えます。

さらに、当協会はここに該当される方々を「軽度者」と位置づけること自体に、疑問を呈しております。

要支援の区分は介護予防の観点からも必要とされ、重度化への進展を防ぎ自立支援に向けての援助をすることにその根幹があり、むしろ増大する社会保障費を抑制する意味合いも込められて創設されたはずです。

また、当協会が本年 1 月より実施している指定居宅介護支援事業所における利用者状況調査からは、要介護 1・2 の利用者の半数が認知症であることが判明しています。これらの方々を軽度者として介護サービスの適用から除外することは、高齢者に対して住み慣れた地域で生活を重視した医療・介護サービスを提供していくという国の方針にも逆行していると言わざるを得ません。

社会保障費の財源問題は深刻であり、何も手立てをせずにこのままいけば国の財政に大きな影響を及ぼすことは十分認識しています。私どもは、税や保険料負担を考えた時、介護支援専門員が率先して多職種協働のケアマネジメントの徹底を図ることで、過不足のない医療・介護サービスの提供が実現することを一貫して述べております。

何より、高齢者及びその家族が安心・納得して、真に必要な医療・介護サービスの提供が受けられることが大切だと考えています。社会保障費に関する議論は、国民の視点にも立ち返り広い視野で展開されるべきであり、今回の財務省による一方的な試算が一人歩きすることのないよう反対を表明いたします。